ドローンの飛行を楽しまれる方へ

- ~航空法やその他法令等を遵守しての飛行をお願いいたします。~ ドローンのルールは随時変更されています。確認をお願いします!
- 【重要】無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の飛行ルール(国土交通省ホームページ) https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_00003.html
 - O「安全な飛行のためのガイドライン」 https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf
 - ○「飛行の許可・承認等に関するQ&A」 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001446435.pdf なども併せてご確認ください。
- ★模型航空機(重量100g未満のドローン等)の飛行の際にも以下の項目にご注意ください。 ※法改正により重量100g以上のドローンも「無人航空機」となりました。

【安全に・迷惑をかけないために】

- 〇飛行前に確認しましょう! (機体の損傷や故障/バッテリーの充電)
- 〇ドローン等が風で飛ばされないようにご注意ください。 (島内は天気が変わりやすく、強風の日が多いです!)
- ○「立入禁止」の箇所には操縦・離発着のために立入らないでください。
- 〇イベント会場・海水浴場等(不特定多数の人が集まる場所)上空での「巡回飛行」 や「留まっての飛行」をさせないでください。
 - ※イベント会場上空を飛行させる必要があるときは、必ず主催者にご相談ください。
- ○空港やその周辺では飛行禁止空域が詳細に設定されているため、原則として飛行や離発 着はさせないでください。
 - ※三宅島空港の制限表面について
 - https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/14miyake/miyakehp/dobokukouwanka/oshirase.html
 - ※止むを得ず飛行が必要な場合は、三宅島空港管理事務所(電話 04994-6-0203)へお問合せください。原則、飛行に国土交通省への許可申請が必要になります。
- 〇建物や構造物等を損傷させないよう充分な注意をお願いします。
 - ※敷地上空での飛行が禁止されている場所では飛行させないでください。
 - ※落下等により、貴重な文化財を損傷させることが無いようにしてください。
- ○撮影を行う際は、宿泊施設・温泉施設・住宅へのプライバシー配慮をお願いします。

【手続き等について】

○都が管理する**林道の路上**にて操縦する・離発着させるときは、

三宅支庁産業課林務担当(電話 04994-8-5016)へ手続きください。 【土日含め 30 日前まで】

- ※林道の「上空を飛行させる」のみは手続不要です。
- ○林道雄山環状線より内側にて飛行させる・操縦する・離発着させるときは、
 - 三宅村役場総務課危機管理係(電話 04994-5-0935) へ手続きください。 【土日含め 14 日前まで】
- ◇島内でドローン等を飛行させる際は、三宅島警察署警備係へご一報いただきますようご協力をお願いします(電話 04994-2-0511)
 - ※道路・歩道上からドローンを離着陸させる場合など、道路の交通に支障を及ぼす場合には、別途警察署へ申請手続きが必要になることがあります。

■お問い合わせ先

所管施設	問合せ先	電話番号	
		メールアドレス	
空港·港湾·漁港施設· 船客待合所	三宅島空港管理事務所	04994-6-0203	
		S8000432@section,metro.tokyo.jp	
砂防施設•園地•遊歩道	三宅支庁土木港湾課	04994-2-1313	
	管理担当	S8000432@section.metro.tokyo.jp	
		(空港管理事務所と同様)	
林道	三宅支庁産業課林務担当	04994-8-5016	
〈林道通行止め情報〉三宅支庁産業課 note		S8000431@section,metro,tokyo,jp	
https://note.com/miyakesangyo/			
三宅村林道	三宅村役場観光産業課	04994-5-0992	
(清水線・上山線) ※現在通行止め	農林水産係	nousui@vill,miyake.tokyo,jp	
林道雄山環状線より内側	三宅村役場総務課	04994-5-0935	
(村条例による立ち入り 規制区域内)	危機管理係 	bousai@vill.miyake.tokyo.jp	

三宅島内案内図

